

新旧対照表

○公害防止協定細目書

現行協定細目書	新協定細目書
<p>公害防止協定細目書 平成20年4月1日締結</p>	<p>公害防止協定細目書 平成28年1月16日締結</p>
<p>江別市（以下「甲」という。）と王子特殊紙株式会社江別工場（以下「乙」という。）は、平成20年4月1日締結の公害防止協定（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定めるため、次のとおり協定細目を締結する。</p>	<p>江別市（以下「甲」という。）と王子グリーンエナジー江別株式会社（以下「乙」という。）、王子エフテックス株式会社江別工場（以下「丙」という。）は、平成28年1月16日締結の公害防止協定（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定めるため、次のとおり協定細目を締結する。</p>
<p>（自主監視測定） 第1条 乙_____は、別表に掲げる測定項目及び測定方法により、自主監視測定を行うものとする。 2 乙_____は、前項の測定の結果、協定第3条に定める排出基準等を超過したときは、その原因の究明を行い、必要な措置を講ずるとともに、再測定を実施し、その結果を甲に報告するものとする。</p>	<p>（自主監視測定） 第1条 乙及び丙は、別表に掲げる測定項目及び測定方法により、自主監視測定を行うものとする。 2 乙及び丙は、前項の測定の結果、協定第3条に定める排出基準等を超過したときは、その原因の究明を行い、必要な措置を講ずるとともに、再測定を実施_____するものとする。</p>
<p>（報告） 第2条 乙_____は、前条_____の定期測定_____の結果を測定月の翌月の20日までに_____報告するものとする。</p>	<p>（報告） 第2条 乙及び丙は、前条第1項の自主監視測定及び同条第2項の再測定の結果を測定月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。</p>
<p>（協定値） 第3条 協定値の取扱いは、次のとおりとする。</p>	<p>（協定値） 第3条 協定値の取扱いは、次のとおりとする。</p>
<p>（1）大気関係 ア _____いおう酸化物総排出量のうち、石灰焼成炉の総排出許容量は、日平均2 m³N/h以下とし、その他のばい煙発生施設の総排出許容量は、日平均148 m³N/h以下とする。</p>	<p>（1）大気関係 ア 丙のいおう酸化物総排出量のうち、石灰焼成炉の総排出許容量は、日平均2 m³N/h以下とし、その他のばい煙発生施設の総排出許容量は、日平均148 m³N/h以下とする。</p>
<p>イ _____ばいじん及び窒素酸化物の施設ごとの排出基準値は、大気汚染防止法施行規則第4条及び第5条に定める方法により算出して得られる値とする。</p>	<p>イ 乙及び丙のばいじん及び窒素酸化物の施設ごとの排出基準値は、大気汚染防止法施行規則第4条及び第5条に定める方法により算出して得られる値とする。</p>
<p>ウ 測定値の有効数字は、2桁とし、3桁以下は切捨てる。</p>	<p>ウ 測定値の有効数字は、2桁とし、3桁以下は切捨てる。</p>
<p>（2）水質関係 ア _____日間平均は、1日につき夜間を含め3回以上測定した結果の平均値とする。</p>	<p>（2）水質関係 _____日間平均は、1日につき夜間を含め3回以上測定した結果の平均値とする。</p>
<p>（施設稼動計画の提出） 第4条 乙は、月ごとの施設稼動計画をあらかじめ甲に提出するものとする。</p>	

現行協定細目書	新協定細目書
<p>(その他)</p> <p>第5条 この協定細目に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定細目に定める事項について疑義が生じたとき、又は変更しようとするときは、その都度甲、乙、<u> </u>協議して定めるものとする。</p> <p>2 この協定細目の発効日は、協定の発効日とする。</p>	<p>(その他)</p> <p>第4条 この協定細目に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定細目に定める事項について疑義が生じたとき、又は変更しようとするときは、その都度甲、乙、<u>丙</u>が協議して定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この協定細目は、締結の日から発効する。</p> <p>2 江別市と王子エフテックス株式会社江別工場との間に締結した協定細目書（平成20年4月1日締結）は、廃止する。</p>